

<申請について>

Q3: どのような人が補助申請できますか。

空き家の所有者等です。所有者等は、登記記録又は固定資産課税台帳に所有者若しくは共有者として記録されている者又はその相続人です。ただし抵当権が設定されている場合は受付できません。

Q4: 申請はいつでもできますか。

申請は随時受け付けていますが、補助金の予算に限りがあります。申請は先着順になりますので、補助金の利用をご検討されている方は、まずは建築課へご相談ください。

Q5: 解体工事の契約をしました。これから申請できますか。

解体工事契約後のものや、解体完了後の工事は対象となりません。

Q6: 工事はいつからできますか。

補助金交付申請書を提出していただき、市から補助金交付決定の通知を受けた後に工事着手できます。

Q7: 空き家を解体した跡地に新築する工事の契約をしました。これから申請できますか。

跡地利活用の補助は、空き家等の敷地で、空き家等を解体工事完了後1年以内に戸建て住宅又は併用住宅の建設工事に着手したものが対象となります。新築工事が完了した日以降に手続きするようになりますので、詳細は補助要綱をご確認いただくかご相談ください。

Q8: 見積書に補助対象外の金額が含まれていてもよいですか。

よいです。ただし、補助対象と補助対象外が明確に判別できるように分けて記載された見積書としてください。

Q9: 工事を依頼する業者は、市内業者に限るなど制限はありますか。

解体工事については要綱の中で、下記のアまたはイの業者契約するよう定めています。その他の制限はありません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

**Q10: 郵送での申請はできますか。**

郵送での申請は受付できません。申請書の提出時に、内容等について確認をしますので、お手数ですが3F建築課窓口まで直接ご持参ください。なお、できるだけ工事内容を把握している方に来庁していただくと受付時の事務がスムーズに進みます。

**Q11: 申請書の提出は代理でもできますか。**

代理の方でも提出できます。その場合は委任状が必要になります。なお、申請書の提出時に、内容等について確認をしますので、できるだけ工事内容を把握している方に来庁していただくと受付時の事務がスムーズに進みます。まずはお問い合わせください。

**Q12: 申請書に押す印鑑は認印でよいですか。**

申請書本人の自署であれば印は必要ありません。ただし、同意書、誓約書、請求書、委任状には印が必要になります。（認印でよいです。）

**Q13: 見積書は誰の名前で作成してもらえばよいですか。**

申請者の名前で作成していただくよう施工業者に依頼してください。

**Q14: 所得証明書は写しでもよいですか。**

本物を提出してください。相続関係を証明できる書類や市税の滞納等がない証明書も同様に本物を提出してください。

**Q15: 申請から交付決定までどのくらい時間がかかりますか。**

約2週間ほどかかります。現地調査に時間がかかる場合や書類の不備がある場合はそれ以上かかることがあります。

**Q16: 相続登記が終わっていませんが、申請できますか。**

出来ます。ただし、相続関係がわかる書類や、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家等の解体についての同意書の提出が必要になります。戸籍謄本などご用意ください。共有名義の場合は、全ての共有者から当該空き家等の解体についての同意書の提出が必要になります。

**Q17: 位置図はどのようなものですか**

職員が空き家調査にあたり、市役所から申請のあった空き家にたどり着けるものであれば、住宅地図やパソコンから印刷したもの、手書きの地図などでよいです。

**Q18: 解体業者を教えてください。**

市から特定の業者を紹介することはできません。過去に住宅建築や修繕を依頼したことのある工務店や設計事務所などに相談してもよいと思います。複数の業者から見積りをとることをお勧めします。